

令和6年8月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和5年10月4日開催の司法研修所の教官会議議事録からすれば、本件対象文書は存在するといえると主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

司法研修所の教官会議議題等及び議事録（令和6年2月5日開催分）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年6月26日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 令和6年2月5日に開催予定であった教官会議は、開催中止となり、議題等及び議事録は作成されなかった。そのため、当該文書は作成又は取得していない。
- (2) よって、原判断は相当である。